

議会運営委員会委員長報告書

令和4年10月4日

議会運営委員会に付託されました陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第24号「高潔な人格の持ち主である流山市議会議員の議会軽視とも思える居眠り行為に対する防止対策を希求する陳情書」について報告します。

本件は、議員自らのアイディアで居眠り行為防止に関するPDCAサイクルの構築を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情項目にある「議長・副議長は議会運営委員会に参加し、傾聴を基本とされ」という項目については、必須条件ではないが、基本、議長、副議長は、ともに議会運営委員会に参加され、必要であれば議長からの発言など、流山市議会の議会運営委員会では、しっかり担保されており、実行されているので、陳情の中身は十分満たされていると考える。

また、陳情項目の「議員自らのアイディアで、居眠り行為防止に関するPDCAサイクルの構築を願う」については、全国的に議会で居眠りをしている議員が散見され、有権者から大変な批判と議会に対する不信や不満を抱かれていることは当然であると考えます。

そのような視点から陳情書が提出されたのであろうと、その意図は読み取れるが、陳情項目では、議員個人のアイディアで構築を願っていることから、議会運営委員会や議会全体でやるべきことではないと考えるがありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第25号「流山市議会議員28名が掲げた市民に対する公約（政務活動）の成果及び達成状況について説明を求める陳情書」について報告します。

本件は、流山市議会議員が掲げた公約がどこまで政務活動を通して目標達成出来たか、また、目標に届かなかった理由を市民に対し、具体的に説明することを求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

流山市議会上は会派であるが、公党としても、そこに所属している一議員としても、有権者に選んでいただく際の選挙公報に掲載したことについて、成果や達成状況について、報告する立場にあることから、一定の部分で一致していると考えます。

ただし、議員の様々な活動は、政務活動に留まらず、議会活動やそれ以外の私の活動も含めて議員28人が色々な活動を通じて、様々な主義主張に基づいて社会に貢献されている。政務活動だけで成果と達成状況について説明するのは少し極論であると考えています。

流山市議会議員28人が一致する中で、議会がまとまって一定の報告書が練り上げられることから、一議員の思いや会派としての取り組みだけで、公約の成果及び達成状況が報告できるものではないということを前提とするべきである。

また、陳情書を提出する前に、陳情者が個人として、議員一人一人に公約についての成果や達成状況のアンケートを取ることも、市民として十分活動できるので、陳情書を出す前にやるべきことが陳情者にもあるのではないかと考える。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

以上